

# むかわ町建設工事共同企業体の運用基準

## 第1 建設工事共同企業体の運用基準

工事の発注にあたっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

### 1 特定企業体の運用基準

#### (1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術難度の高い工事を施工するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、その規模は概ね3億円以上とする。

特定企業体は、共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報の公開内容に基づき、その情報の内の特定の工事を目途に結成される場合がある。

#### (2) 予備指名の取りやめ

特定企業体の円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく結成をさせる必要があることから、予備指名は行わないこととする。

なお、グループ別に構成させる必要が生じた場合は、各グループごとに一定の条件を提示しその条件を満たす企業による共同企業体の自主的な結成を求めることとする。

#### (3) 共同企業体と単体企業との混合指名及び一般競争入札における資格要件の公示におけるその取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札を認め、単体企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。

#### (4) 特定企業体の構成員数とその数

特定企業体の構成員数は「2ないし3社」で、その構成は最上級等級に格付けされている者同士又は最上級等級及び第2位等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

### 2 経常企業体の運用基準

#### (1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を発注にあたって活用する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

#### (2) 中小建設業者の受注機会確保のための活用

中小建設業者の受注機会確保のために、前記の(1)の目的で結成された経常企業体を活用することは有用であり、このため格付審査時の加算や申請の随時受付などの特例措置を講ずるものとする。

#### (3) 経常企業体の構成員数とその構成

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、経常企業体の構成員数は「2ないし3社」

で、構成は同級に格付けされている者もしくは直近等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。

ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに認定された者の組合せを認めることも差し支えないものとする。

## 第2 建設工事共同企業体の取扱い

### (1) 共同企業体の資格要件

共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

### (2) 構成員の技術的要件

#### ア 特定企業体

発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

#### イ 経常企業体

工事1件の請負代金が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額（25,000千円以上ただし建築工事は50,000千円以上）にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

### (3) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

### (4) 資格審査

共同企業体の資格審査は、申請書を受領した後直ちに適格事項を審査するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあったものとみなす。

### (5) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

#### ア 競争入札参加資格審査申請書

#### イ 共同企業体協定書

## 2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払が完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

## 3 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期間内にその企業体が解散した場合は、解散届けを提出させるものとする。

#### 4 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び付属協定書を添付するものとする。
- (3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

### 第3 雑則

- 1 この運用基準等により難い特別の事由があるときは、その都度、町長の承認を得て別段の定めをすることができる。
- 2 この基準は、平成18年3月27日から施行する。

## 経常建設共同企業体の運用について補足

工種ごとによる経常建設共同企業体の指名基準は以下のとおりとする。

- 1 土木工事 予定価格が1件4,000万円以上の請負工事
- 2 建築工事 予定価格が1件2,500万円以上の請負工事
- 3 管工事・電気工事等その他の工事

予定価格が1件5,000万以上の工事。ただし、先の金額未満の工事であっても、設計の内容などから特に必要があると認められる場合についてはこの限りではない。